

■子どもの貧困対策推進計画（プラン第6章）

計画掲載ページ	番号	取組・事業	⑤担当課	①内容	令和3年度実績	③事業の方向性 (※継続、拡大、縮小、終了より選択)	④事業の方向性が「継続以外」の場合、その内容や理由
P127	No. 198	家庭児童相談室【再掲】	こども家庭課				
P127	No. 199	子育て世代包括支援センター特定妊婦の早期発見	こども家庭課	子育て世代包括支援センターにて、全ての妊婦と面接し、実情を把握します。経済的に困窮している妊婦は特定妊婦として、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期まで、医療、福祉等の関係機関と連携を図りながら相談の支援をします。	○全数妊婦面接を行い、経済的困窮者への継続的支援を実施【経済的な問題を有する特定妊婦数】11人	継続	
P127	No. 200	保育所(園)入所時の面接・入所後相談	保育課	保育所(園)入所面接時及び入所後において家庭状況の聞き取りや児童の観察を行い、児童虐待や家庭の貧困問題等を発見した場合は、速やかに、関係各課に通告・相談し問題の解決を図ります。	○保育所(園)入所面接時及び入所後において家庭状況の聞き取りや児童の観察を行い、児童虐待や家庭の貧困問題等を発見した場合は、速やかに、関係各課に通告・相談し問題の解決を図った。	継続	
P127	No. 201	幼稚園での相談	学校教育課/保育課	幼稚園において家庭状況の聞き取り、児童の観察を行い、児童虐待や家庭の貧困問題等を発見した場合は、速やかに、関係機関に通告・相談し問題の解決を図ります。	【学校教育課】 ○のびのび発達相談での年長児の観察 【実施幼稚園・保育所・保育園】 20カ所(91%) ※コロナのため2箇所未実施  【保育課】 ○幼稚園において家庭状況の聞き取りや児童の観察を行い、児童虐待や家庭の貧困問題等を発見した場合は、速やかに、関係各課に通告・相談し問題の解決を図った。	継続	
P127	No. 202	小・中学校での相談	学校教育課	学校の児童・生徒の状況により、必要な場合は担任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援相談員、心の教室相談員等により面接を行い、貧困問題等を発見した場合は、関係機関と連携を図ります。	○スクールカウンセラー、心の教室相員、学校支援相談員を配置・臨床心理士による相談 【実施校数】小学校14校、中学校9校(100%)	継続	

計画掲載ページ	番号	取組・事業	⑤担当課	①内容	令和3年度実績	③事業の方向性 (※継続、拡大、縮小、終了より選択)	④事業の方向性が「継続以外」の場合、その内容や理由
P127	No. 203	スクールソーシャルワーカーによる相談	学校教育課	巡回相談や面談等の相談を行うことにより、見えにくい貧困の問題を発見し、早期に福祉制度につなげ家庭を支援し解決に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連携を図りながら、家庭を支援します。	○スクールソーシャルワーカーによる巡回相談及び個別相談【実施校数】小学校14校、中学校9校(100%)	継続	
P128	No. 204	ひとり親家庭自立支援相談	こども家庭課	ひとり親家庭の保護者の相談に、母子・父子自立支援員兼婦人相談員が応じ、個々の家庭の実状に応じた自立支援プログラムを策定し自立に向けた支援を行います。	○相談者数:1,066人 ○相談回数:2,067回 ○経済的支援(貸付や償還など)377件、596回	継続	
P128	No. 205	地域と連携による早期発見	学校教育課/こども家庭課	民生委員児童委員、地区社協、自治会等、地域からの支援を要する家庭の連絡により、ソーシャルワーカーや家庭相談員が相談に応じ必要な支援制度につなげます。	○スクールソーシャルワーカーによる巡回相談及び個別相談【実施校数】小学校14校、中学校9校(100%)	継続	
P129	No. 206	生活福祉資金貸付事業	真岡市 社会福祉協議会	低所得世帯、障がい者世帯、失業などにより生活が困難な世帯を対象に、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に、栃木県社会福祉協議会が実施主体となり実施する貸付事業です。真岡市社会福祉協議会では、貸付の窓口、予備審査、償還指導などの事務を行うものですが、貧困世帯や行政など関係機関からの相談に対し適切な助言・指導を行うことで、世帯の自立に向けた支援を行います。	○生活福祉資金本則等による貸付及び新型コロナウイルス関係の特例貸付を行った。 緊急小口資金 【申請件数】1件 【申請金額】100,000円 コロナ特例貸付 【申請件数】855件 【申請金額】355,450,000円	継続	
P129	No. 207	社会福祉金庫貸付事業	真岡市 社会福祉協議会	緊急かつ一時的に生計維持が困難となった世帯の課題解決に向けた相談を行い、必要に応じて少額の貸付を行います。	○生活再建に向け、相談に応じ、必要な貸付を行った。 【貸付件数】35件 【貸付金額】678,000円	継続	
P129	No. 208	緊急用食料等給付事業	真岡市 社会福祉協議会	低所得者等が、緊急かつ一時的に食料等の生活に必要なものが確保できなくなり、生命が脅かされるおそれがある場合、生活再建に向けた支援のため、食料等の現物給付を行います。	○生活再建に向け、相談に応じ、必要な給付を行った。	継続	

計画掲載ページ	番号	取組・事業	⑤担当課	①内容	令和3年度実績	③事業の方向性 (※継続、拡大、縮小、終了より選択)	④事業の方向性が「継続以外」の場合、その内容や理由
P130	No. 209	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業	社会福祉課	子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者双方に必要な支援を行います。	○生活困窮している世帯の中学生に対し居場所づくり、学習支援を行っている。 定員50名/申込52名	継続	
P130	No. 210	就学援助制度	学校教育課	小・中学校に通学している児童生徒の保護者で経済的に困難な家庭に対して、学校でかかる経費の一部を援助します。	○給食費、学用品費等を支給 【支給人数】 小学校:302人 中学校:175人 就学予定:54人	継続	
P130	No. 211	奨学金制度【再掲】	学校教育課				
P130	No. 212	就労者定住促進奨学金返還支援事業【再掲】	学校教育課				
P130	No. 213	スクールソーシャルワーカーによる学校と福祉の連携調整	学校教育課	貧困状況にある子どもを、学習支援や就学援助等の支援に円滑につなぎます。	○スクールソーシャルワーカーによる巡回相談及び個別相談 【実施校数】小学校14校、中学校9校(100%)	継続	
P131	No. 214	生活困窮者の就労支援	真岡市 会福祉協議会	収入が不安定で家賃や税金を滞納しているなど、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談に応じ、具合的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。就労に関する支援としては、ハローワーク※への同行支援や、履歴書の書き方の支援、就労に向けた生活面を整えるための支援などを行います。	【社会福祉協議会】 ○生活困窮者の相談に応じ、自立に向け支援した。 【新規相談件数】104件 【プラン策定件数】32件	継続	
P131	No. 215	ひとり親家庭の就労支援	こども家庭課	ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、生活状況や就業への意欲等の状況を把握した上で、自立支援プログラムを策定し、資格取得促進のための事業の紹介やハローワークと連携し就労支援を行います。	○就労に関する相談 95件、164回	継続	
P131	No. 216	高等職業訓練促進給付金等事業【再掲】	こども家庭課				
P131	No. 217	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業【再掲】	こども家庭課				
P132	No. 218	児童扶養手当【再掲】	こども家庭課				

計画掲載ページ	番号	取組・事業	⑤担当課	①内容	令和3年度実績	③事業の方向性 (※継続、拡大、縮小、終了より選択)	④事業の方向性が「継続以外」の場合、その内容や理由
P132	No. 219	ひとり親家庭医療費の助成【再掲】	こども家庭課				
P132	No. 220	母子・父子・寡婦福祉資金貸付(県)【再掲】	こども家庭課				
P132	No. 221	ファミリー・サポート・センター利用料助成【再掲】	こども家庭課				
P132	No. 222	生活保護	社会福祉課	経済的支援の必要な困窮世帯に対して、生活保護制度による経済的支援をすることにより、子どもの健全育成と生活基盤の確保を支援します。	○生活扶助の他、教育扶助・生業扶助により、通学の援助等をおこなっている。 【生活保護世帯】 516世帯611人 うち就学児童27人	継続	
P132	No. 223	多子世帯への支援	関係各課	多子世帯を対象とした支援の充実を図り、経済的負担等の軽減に取り組みます。	○ファミリー・サポート・センター利用料 2人目以降の利用料半額(別途利用料補助あり)	継続	
P132	No. 224	助産制度	こども家庭課	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦への支援を検討します。	○助産制度利用:1件 経済困難で外国籍のビザなし、住民基本台帳未登録の市内在住の妊婦に対して早期に介入し相談時応じた。	継続	
P133	No. 225	貧困等困難を抱える児童の情報共有に関する庁内連携体制の整備	関係各課	貧困等困難を抱える児童に対し、関係部署が連携しながら、課題の解決に向けた対応を行います。	○貧困等困難を抱える児童に対し、関係部署が連携しながら、課題の解決に向けた対応を行っている。	継続	
P133	No. 226	子ども家庭総合支援拠点の整備【再掲】	こども家庭課				
P133	No. 227	スクールソーシャルワーカーによる相談支援	学校教育課	学校訪問や保護者等との面談を定期的に行い、見えにくい貧困の問題の早期発見に努め、学校と福祉関係機関との連携のもと、福祉制度につなげるなど、必要な支援を図ります。	○スクールソーシャルワーカーによる巡回相談及び個別相談【実施校数】小学校14校、中学校9校(100%)	継続	
P133	No. 228	要保護児童対策地域協議会【再掲】	こども家庭課				
P133	No. 229	こども食堂参加者への連携支援【再掲】	真岡市 社会福祉協議会				
P133	No. 230	フードバンク参加者への連携支援【再掲】	真岡市 社会福祉協議会				